

平成14年4月4日
総務省東北管区行政評価局
(局長：笹岡俊夫)

国道の境界確認証明を早くしてほしい

(行政苦情救済推進会議の検討を踏まえたあっせん)

連絡先：総務省東北管区行政評価局
(首席行政相談官：八木澤 賞)
電話：022(262)7840

1 行政相談の受付等

- (1) 行政相談の受付：東北管区行政評価局(平成13年10月31日)
- (2) 関係行政機関名：国土交通省東北地方整備局、同局仙台工事事務所、宮城県、仙台市
- (3) 実情把握年月：平成13年11月～平成14年3月
- (4) 行政苦情救済推進会議の開催年月日：平成14年3月8日

2 行政相談への申出要旨

私は、土地家屋調査士を営んでおり、調査を依頼された民有地と国道との境界確認を行う必要があるため、国道維持出張所を經由して仙台工事事務所に道路境界の確認証明の交付申請をしたところ、証明が交付されるまで3週間以上も要した。

しかし、宮城県(以下「県」という。)や仙台市(以下「市」という。)に対して同様の交付申請をした場合には、約1週間で証明が交付されており、これらと比較して国は事務処理に非常に時間がかかっている。このため、登記の手続も遅れることになり、土地売買等への影響も少なからず出てくることになる。

このような苦情については、私のみでなくほかの土地家屋調査士とも「何とかならないものか」と話し合っているところであり、国も県や市と同様に短期間で証明を交付してくれるように改善してほしい。

また、境界確認証明の申請書に添付が必要とされている実測平面図(境界確定図)の提出部数について、同じ道路管理者である県及び市の場合には正本1部のみの提出で足りるのに対し、仙台工事事務所の場合には正本を2部提出しなければならないが、隣接地権者の中には、実測平面図(境界確定図)に住所、氏名を記入し押印することを煩わしがる者や億くうがる者もいるので、提出部数はできるだけ少なくしてほしい。

3 当局による実情把握結果

(1) 道路の境界確認証明に関する制度の概要

道路の境界確認証明とは・・・

- ▷ 道路に接する土地の所有者が、土地の売買、分筆や土地を担保として融資を受ける場合等土地の面積や境界を確認する必要があるときに、道路管理者に道路との境界確認を申請し、確認証明の交付を受ける制度（資料1参照）。

(2) 境界確認証明事務の実施状況

ア 境界確認証明の事務処理期間

(ア) 境界確認証明事務の流れ

- ① 各道路管理者（仙台工事事務所は県全域を管轄区域とし、管内7国道維持出張所が申請窓口）とも、申請者からの境界確認申請を受けた後、現地での立会い、関係書類の整備について事前に指導。
- ② これを受け申請者は、関係地権者が記名押印した実測平面図（境界確定図）等を作成し、各道路管理者に提出。
- ③ 県及び市は、関係書類を審査し、申請が妥当と認めた場合にこれを決裁し確認証明を交付するのに対し、国道維持出張所は、関係書類を審査した後、仙台工事事務所に申請を副申し、仙台工事事務所は申請を妥当と認めた場合に、受付、起案、決裁を行い、管轄の国道維持出張所を経由して申請者に確認証明を交付（資料2参照）。

(イ) 境界確認証明の事務処理期間

a 申請から決裁（確認証明）までの事務処理期間

(a) 仙台工事事務所

平成13年度（平成13年4月1日～同年11月13日）に確認証明をしたもの59件を調査。

- ▷ 1週間以内に確認証明をしたものはなく、2週間以内が18件（全体の30.5パーセント）、3週間以内が36件（同61.0パーセント）、3週間を超えたものが5件（同8.5パーセント）（資料3参照）。

- ▷ 3週間を超過したものの5件については、年度をまたいだ申請のために担当者の不慣れで事務が遅れたもの（36日、1件）、職員の夏季休暇に当たったために決裁に時間を要したものの（25日、1件）の外は特段の理由が見当たらないもの（22日、3件）。

(b) 県仙台土木事務所及び市青葉区

平成13年度（平成13年4月1日～同年10月末日）に確認証明をしたものを調査。

- ▷ 県では、19件のうち、2週間以内に17件（89.4パーセント）を処理。
- ▷ 市青葉区は、199件のうち、1週間以内に189件（95パーセント）を処理。2週間以内にはすべて処理（資料3参照）。

b 仙台工事事務所における処理段階別の事務処理期間

事務処理の段階別の所要日数についてみると、処理期間が長期化しているものは、「副申～受付」及び「起案～決裁」の段階において処理に日数を要している傾向（資料4参照）。

c 仙台工事事務所における一括処理による受付・決裁

申請59件について、国道維持出張所からの「副申」を受けて、仙台工事事務所が審査を行い「受付」を行うまでの事務処理状況を調査。

- ▷ 早く副申されたものと後から副申されたものとを数件まとめて受付しているものが多く、59件中1件ごとに受付したのは6回（6件）で、残り53件については複数案件を一括して受付（15回、1回当たり平均 3.5件）。最も多いものでは7件まとめて受付処理。
- ▷ 複数案件を一括して受付したもの（53件）について、副申から受付までの日数をみると7日未満が29件（54.7パーセント）と過半数を占めるが、7日以上要したのも24件（45.3パーセント）。

このことにより、特に、早く申請したものの審査が長期化し境界確認証明の交付が遅れている結果となっている。

なお、複数案件を一括受付処理したものでは、副申から受付までの最短処理日数と最長処理日数の差が17日となっている例あり（資料5参照）。

d 仙台工事事務所における補正の状況

国道維持出張所、県及び市の申請窓口では、できるだけ書類の補正をさせることなく事務処理が行えるよう申請書類の事前指導を行っているが、仙台工事事務所の段階でも補正を指示されている案件あり。

仙台工事事務所における補正は、国道維持出張所を経由して申請者に指示されるため、その連絡に時間を要することになり、補正のための期間を含めた申請から確認証明までの期間の長期化を招くとともに、国道維持出張所及び仙台工事事務所から二重に補正を指示されることは申請者の負担を招く。

▷仙台工事事務所における申請の補正状況を調査。

国道維持出張所での補正が19件（全体の32.2パーセント）、仙台工事事務所での補正が8件（同13.6パーセント）。8件の内訳は、国道維持出張所で補正されながら仙台工事事務所で再度補正されているものが4件（うち1件は、受付から起案の段階で更に補正されている）、国道維持出張所では補正されなかったが仙台工事事務所で補正されているものが4件（資料6参照）。

イ 仙台工事事務所の事務処理期間に関する背景事情

- ① 東北地方整備局、県及び市とも、確認証明事務に関する標準処理期間は定めていないが、県及び市は、原則的に「1週間～10日」を目安に処理しているのに対して、仙台工事事務所は、道路占用許可等に準じて「3週間」を目安に処理。
- ② 仙台工事事務所の境界確認事務は、担当者が他の業務と兼務して1人で処理しているため、他の業務にウエイトが置かれ、境界確認事務を最優先にできない場合があるほか、国道維持出張所も、他の維持管理業務と兼務しながら処理しているため審査が十分できない場合あり。

ウ 申請書添付資料の簡素化

道路境界確認証明交付申請書の添付資料の状況を調査。

- ▷ 県及び市では、関係地権者が記名押印した実測平面図（境界確定図）を正本 1 部のみ添付。
- ▷ 仙台工事事務所は、同図を正本 2 部添付。

仙台工事事務所では、「国道維持出張所は後々の境界確認（道路台帳の修正等を含む）の際に関係地権者の理解を得るために現地で使用することから 1 部、また、仙台工事事務所は永久保存の保管用として 1 部、それぞれ必要である」と説明。（資料 7 参照）

4 行政苦情救済推進会議の意見

仙台工事事務所における道路境界確認証明事務は、これまで道路占用許可等に準じて「3 週間」を目安として処理されてきたため、その事務処理過程において必要以上に一括して処理が行われたり、また、補正についても国道維持出張所だけでなく仙台工事事務所においても重ねて行われていることが、結果として県や市と比較して処理に長期間を要する要因となっていると考えられる。

仙台工事事務所における道路境界確認証明事務処理期間の短縮化を図ることは、土地取引だけでなくその他の経済活動にも資することであるので、仙台工事事務所及び国道維持出張所の担当職員に対する指導、研修等を重ねることにより、早く境界確認証明が交付できるよう改善してはどうか。

また、実測平面図（境界確定図）の提出部数については、保存用と現地用の利用頻度や必要性について再検討し、正本 2 部を正本 1 部又は正本 1 部、副本（写）1 部とすることはできないか。

5 当局によるあっせん

- ・あっせん年月日:平成14年4月4日
- ・あっせん対象機関:国土交通省東北地方整備局

(あっせん事項)

上記、当局による実情把握の結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、道路境界確認証明事務については、複数案件の一括処理を見直し、国道維持出張所から副申があったものについては速やかに審査に着手し、受付・決裁事務を行うとともに、国道維持出張所での申請者に対する事前指導及び申請書類の審査を徹底し、補正はできるだけ国道維持出張所段階で完結することにより、事務処理期間の短縮化を図るよう仙台工事事務所を指導することについて御検討願いたい。

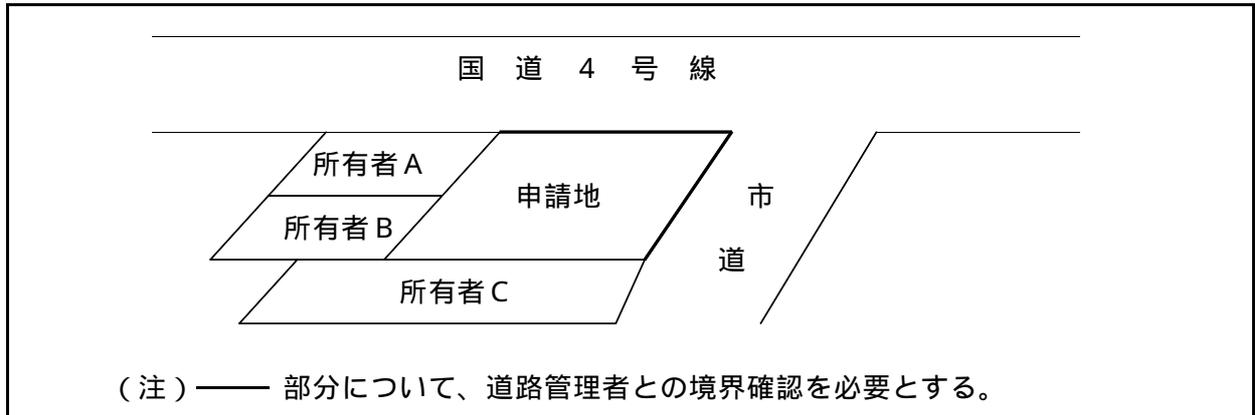
また、実測平面図（境界確定図）の提出部数については、申請者等の負担を軽減する観点から、正本 2 部を提出させる必要性について検討し、提出部数の削減等簡素化が図れないか御検討願いたい。

6 その後の改善状況

東北地方整備局は、管内工事事務所道路管理課長に対し、平成14年度申請分から、複数案件の一括処理を見直し速やかに証明を交付すること、実測平面図の添付部数については正本 2 部としていたものを正本 1 部・副本 1 部とすることについて指導し、改善が図られた。

資料 1 境界確認に関する制度の概要

道路との境界確認を必要とする例



資料 2 道路管理者における境界確認証明が交付されるまでの流れ

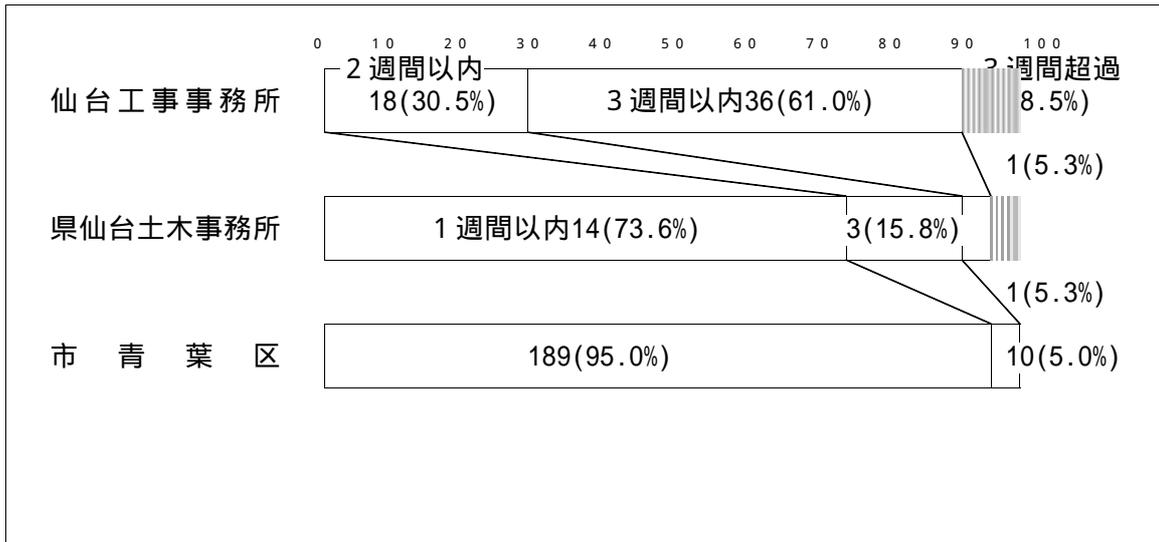
	仙台工事事務所（国）	仙台土木事務所（県）	青葉区（市）
事前指導・現地確認事務	① 申請者は国道維持出張所に現地での立会願いを提出 ↓ ② 立会実施（関係地権者） ↓ ③ 実測平面図の作成、（関係地権者の記名押印）境界確認申請書を提出	① 境界確定申請書の提出（書類審査、担当者の決定） ↓ ② 立会実施（関係地権者） ③ 境界立会復命書を作成 ④ 実測平面図の提出を通知 ⑤ 実測平面図を提出	① 申請者から申請の意向 ② 現地調査、書類の指導 ③ 立会実施（関係地権者） ↓ ④ 実測平面図の作成（関係地権者の記名押印）土地境界承認申請書を提出
確認証明事務	④ 国道維持出張所で境界確認申請書を受理し、仙台工事事務所に副申 ↓ ⑤ 仙台工事事務所が申請書を審査し受付、決裁に付して境界確認証明を交付	⑥ 実測平面図の受理、起案 ↓ ⑦ 確定通知書を決裁	⑤ 土地境界承認申請書の受理（実測平面図等の書類受理） ↓ ⑥ 土地境界承認書を決裁
交付	⑥ 国道維持出張所に返信 ⑦ 申請者に証明を交付	⑧ 申請者に証明を交付	⑦ 申請者に証明を交付

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 ■■■■■ は、事前指導、現地確認を終了した後の審査に要する期間である。

資料 3

申請から決裁までの事務処理期間

(単位：件、%)



資料 4

事務処理の段階別平均所要日数

処理期間 の区分	件数	事務処理の段階別区分				合計
		①申請～副申	②副申～受付	③受付～起案	④起案～決裁	
2週間以内	18件	2.3日	3.5日	3.5日	2.3日	11.6日
2週間超過～3週間以内	36件	2.5日	6.8日	3.4日	4.4日	17.1日
3週間超過	5件	1.6日	14日	2.6日	7.2日	25.4日

(注) 1 当局の調査結果による。

2 事務処理段階別区分は次のとおり。

「①申請～副申」：国道維持出張所に申請した日～工事事務所に副申（進達）した日

「②副申～受付」：工事事務所に副申（進達）した日～工事事務所が受付した日
なお、受付までに関係書類の審査を行っている。

「③受付～起案」：工事事務所が受付した日～確認のための決裁を起案した日

「④起案～決裁」：確認のための決裁を起案した日～決裁日

資料 5 一括処理により受付事務が長期化した事例

(事例 1)

一括処理した件数	申請	a 副申	日数 a-b	b 受付	決 裁	a-b の最 大最小差
4 件	8.20	*8.24	11日	9. 7	9.13	9日
	8.29	8.31	7日			
	8.21	*8.23	3日			
	* 6.27	*8. 9	2日			

(事例 2)

一括処理した件数	申請	a 副申	日数 a-b	b 受付	決 裁	a-b の最 大最小差
4 件	* 8.28	9. 6	8日	9.14	9.20	7日
	9.11	9.11	3日			
	9.11	9.11	3日			
	9.11	9.13	1日			

(事例 3)

一括処理した件数	申請	a 副申	日数 a-b	b 受付	決 裁	a-b の最 大最小差
6 件	9.13	9.19	12日	10. 1	10. 4	8日
	9.14	9.19	12日			
	9.18	9.19	12日			
	* 9. 3	9.20	11日			
	9.18	9.20	11日			
	9.25	9.27	4日			

(事例 4)

一括処理した件数	申請	a 副申	日数 a-b	b 受付	決 裁	a-b の最 大最小差
7 件	10. 4	10. 5	19日	10.24	10.26	17日
	*10. 5	10. 9	15日			
	*10. 4	*10.11	8日			
	10.12	10.17	7日			
	10.15	10.17	7日			
	10.15	10.17	7日			
	10. 1	*10. 2	2日		11. 9	

(事例 5)

一括処理した件数	申請	a 副申	日数 a-b	b 受付	決 裁	a-b の最 大最小差
5 件	*10.19	10.24	16日	11. 9	11.13	8日
	*10.19	10.24	16日			
	*10.26	11. 1	8日			
	*10.26	11. 1	8日			
	11. 1	11. 1	8日			

(注)1 当局の調査結果による。

2 「a - b」は補正期間を除外した日数で、休日を含む。

3 「*」は、補正のあったことを指す。

4 記載の順番は「a - b」差の大きい順とした。

5 各段階別事務の数値は日付である。

資料 6

仙台工事事務所における補正

(単位：日)

整理 番号	処 理 内 訳					補正 日数	所要 日数	補正の理由
	申請～副申	副申～受付	受付～起案	起案～決裁	小計			
No. 1	1 9 (15)	7 (3)	2	8	3 6	1 8	1 8	書類不備(図面訂正)
No. 2	1	7 (2)	1 0	5	2 3	2	2 1	特殊(一筆部分申請)
No. 3	2 2 (22)	5 (4)	6 (5)	1 7	5 0	2 9	2 1	図面訂正、法定外道路所在確認
No. 4	4 3 (40)	2 9 (27)	4	2	7 8	6 7	1 1	図面訂正
No. 5	2	1 5 (12)	4	2	2 3	1 2	1 1	図面訂正(境界紛争)
No. 6	4	1 4 (13)	4	2	2 4	3	2 1	台帳図と国調との差異
No. 7	7 (2)	1 3 (5)	0	2	2 2	7	1 5	土地登記簿不備図面の訂正
No. 8	1	2 2 (20)	1	1 5	3 9	2 0	1 9	図面訂正

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「所要日数」は、「補正日数」を除外した日数で、休日を含む。
 3 ()内は、補正日数の内訳である。